

四日市市告示第601号

四日市市児童手当事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年12月26日

四日市市長 森 智広

四日市市児童手当事務処理要綱の一部を改正する要綱

四日市市児童手当事務処理要綱（平成26年四日市市告示第158号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(支払)</p> <p>第18条 児童手当の支払日は、法第8条第4項に規定する支払期月の<u>10日</u>とする。ただし、その日が日曜日等に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日等でない日とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(支払)</p> <p>第18条 児童手当の支払日は、法第8条第4項に規定する支払期月の<u>7日</u>とする。ただし、その日が日曜日等に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日等でない日とする。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。

(こども未来部こども手当・医療給付課)